

函館市放置車両の処理に関する事務処理要領

第1 調査および通知等

- (1) 市民からの通報および職員によるパトロール等により放置車両を発見したときは、環境部および市有地等を管理する部局（以下「所管部局」という。）において放置されている現地を調査する。

現地調査においては、当該放置車両およびその放置場所を写真撮影するとともに放置車両の型式等を確認し、放置車両処理調書（様式1）を作成するものとする。

また、所管部局においては、速やかに当該放置車両の周囲に安全ロープ、セーフティコーン等を設置する等の道路交通の安全を維持するために必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 盗難車両等について確認するため、照会書（様式2）に回答書（様式3）を添え、所轄警察署に照会するとともに、北海道運輸局函館運輸支局等において所有者等の調査を行うものとする。
- (3) 車両の放置場所が国有地等であるときは、放置されている土地を管理する者に通報するとともに、措置状況について連絡を求めるものとする。

第2 所有者等への勧告

- (1) 調査により所有者等を確認したときは、環境部および所管部局の職員による所有者等との面談を行い、当該放置車両を撤去するよう口頭により勧告するものとする。
- (2) 所有者等が口頭での勧告に従わない場合または所有者等と面談することができない場合は、文書により勧告するものとする。
- (3) 前号の文書には、市長が指定する期日までに当該放置車両を撤去しなければならない旨ならびに勧告に従わない場合には、不法投棄として告発し、および市において当該放置車両を撤去し、処分する旨を記載するものとする。
- (4) 所有者等から勧告に従い当該放置車両を撤去する旨の申出があったときは、撤去期日を示した書面を提出させるものとする。

第3 所有者等が不明の場合の措置

調査によっても放置車両の所有者等が判明しないときには、2週間以内に当該放置車両を撤去することを求める旨および当該期間内に撤去されないときは市において撤去し、処分する旨を告示するとともに、これらの事項を記載した警告書を当該放置車両にちょう付する。

第4 廃車両としての認定、撤去および処分

- (1) 所有者等が市の勧告に従わず、当該放置車両を撤去しない場合または告示した期限までに当該放置車両が撤去されない場合は、廃車両認定基準（様式4）により、当該

放置車両を廃車両として認定するか判定する。

- (2) 当該放置車両を廃車両と認定したときは、処理業者に撤去を依頼する。
- (3) 当該放置車両の撤去後、財団法人自動車リサイクル促進センターに「放置車両預託申請書」を提出する。
- (4) 処理業者は「引取可能連絡書」により、放置車両を処理する。
- (5) 財団法人自動車リサイクル促進センターからの当該放置車両の処理に係る料金の振込票の到着後、2月以内に所管部局において納付手続を行う。
- (6) 放置車両の処理が終了したときは、環境部および所管部局において路上放置車処理協力会に対し、リサイクル料金の寄付申請手続を行う。
- (7) 市の勧告等によっても撤去されない放置車両で、廃車両として認定したものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の規定に違反したものとして処理する。

第5 廃車両として認定できない放置車両の措置

- (1) 放置車両を直ちに廃車両として認定できない場合において、生活環境上の支障があると認めるときは、所管部局において当該放置車両を撤去し、一時保管するものとする。
- (2) 保管した放置車両については、これを発見した日から1年を経過した日後に、改めて廃車両として認定し、処分するものとする。

第6 私道における放置車両の取扱い

- (1) 私道に放置車両を発見したときは、道路交通上の支障があり、かつ、放置されている場所の土地を所有し、または管理する者の要請がある場合に限り、市有地等における放置車両の例により取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成18年8月10日から施行する。

放置車両処理調書

(様式1)

発見・通報日時	平成 年 月 日 () 時 分	整理番号	
受付方法	発見 電話 文書 その他	受付者	
通報者	住所 連絡先 氏名 男女(匿名の有無: 有 無)		
通報内容			

調査年月日	平成 年 月 日 () 時 分		
調査場所	函館市 町 番 地先 (位置図)		
場所の区分 (管理者)	道路上(市道・国(道)道・私道) 公園・緑地 河川 その他・公有地 国・道有地 民有地 管理者・土地所有者 道路名等 ()		
調査員	環境部廃棄物対策担当課名		
メーカー・車名	車 種	年式・塗料	自動車登録番号等
	大・普・軽 乗用車・ワゴン車 トラック	年式: 塗料:	有 ・ 無 番号(前・後)
車台番号	車検期限	走行距離	施錠の有無
有 ・ 無 番号	H 年 月 日	km	有 ・ 無

<p>車台等の状況 (写真貼付)</p>	<p>破損の状況： 腐食の状況： エンジン等： タイヤの状況： その他：</p>
<p>車内の状況</p>	
<p>所有者等の照会</p>	<p>北海道運輸局函館運輸支局 軽自動車検査協会函館事務所</p> <p>・照会年月日：平成 年 月 日()</p> <p>・回答年月日：平成 年 月 日()</p> <p>・回答内容：</p>
<p>所轄警察への 盗難車両等の照会</p>	<p>函館 警察署 交番</p> <p>・照会年月日：平成 年 月 日()</p> <p>・回答年月日：平成 年 月 日()</p> <p>・回答内容：</p>
<p>所有者等判明の 有無</p>	<p>判 明 不 明</p> <p>住 所：</p> <p>氏 名：</p> <p>連絡先：</p>
<p>その他の事項</p>	
<p>対応・措置</p>	

(様式2)

事務連絡
平成 年 月 日

函館方面函館 警察署 様

函館市環境部廃棄物対策担当課長名

放置車両の照会について

このことについて、別紙の放置車両に係る盗難車両等の確認いたしたく照会しますのでよろしく申し上げます。

環境部廃棄物対策担当課名

担当：

電話： -

FAX： -

(様式3)

平成 年 月 日

函館市環境部廃棄物対策担当課長名 様

函館方面函館 警察署

放置車両の照会について(回答)

下記放置車両につき調査した結果、盗難車両等については該当ありません。

記

- 1 放置車両
- 2 放置場所
- 3 所有者
- 4 放置状況

担当：

電話：

勸告書

第 号
平成 年 月 日

住 所
氏 名 様
(法人にあってはその名称
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地)

函館市長 西 尾 正 範 印

「函館市放置車両の処理に関する要綱」第4条の規定により、平成 月 月 日
までに下記の放置車両を撤去するよう勧告します。
なお、勧告に従わない場合は、所轄の警察署長へ不法投棄事案として告発します。

記

- 1 放置場所
- 2 放置車両の形態等
 - (1) メーカー
 - (2) 種類、車名等
 - (3) 塗色
 - (4) 登録・車台番号

函館市環境部廃棄物対策担当課名
(TEL -)

警 告 書

この物件は、 法に違反し、管理上支障となっていますので、
所有者または管理者は、平成 月 月 日までに撤去してください。

なお、自主撤去をしないときは、函館市放置車両の処理に関する要綱に
基づき、本市において撤去の上、処分します。

平成 年 月 日

函 館 市 長

函館市環境部廃棄物対策担当課名
(TEL -)

(様式4)

廃車両認定基準

以下の項目について、滅失又は破損（外観より当該部品の本来の機能が果たせないと容易に判断できる状況）等に該当する場合は、それぞれの点数を加算し、その合計点が6点以上の車両を廃自動車とする。

ただし、補助項目のみによる合計点が6点以上であっても、廃車両としての認定はできないものとする。

調査車両	登録番号又は車体番号

【最重要項目：6点】

部品名等	該当
車台番号の削除（故意による削除等）	

【重要項目：各4点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
エンジン		車軸		燃料タンク	
トランスミッション		車枠		ラジエター	

【主要項目：各2点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
サスペンション		バッテリー		ハンドル	
ブレーキパット		シフトレバー		アクセルペダル	
ブレーキペダル		タイヤ又はホイール（タイヤパンクは補助項目）			
ナンバープレート（一時抹消車両は含まれない）				車検切れ	

【補助項目：各1点】

部品名等	該当	部品名等	該当	部品名等	該当
ボンネット		シートベルト		ワイパー	
前照灯		尾灯		方向指示器	
バックミラー		サイドミラー		計器類	
座席		バンパー（前・後）		ドア	

窓ガラス		タイヤパンク・補助タイヤ ()	
そ		の	他 ()

【合計点数】

区分	最重要項目	重要項目	主要項目	補助項目	合計
点数					

【廃車両認定の可否】

認定	可(廃車両)	不可(有価物)
----	--------	---------